

消費者行政新組織に関する与野党協議での修正合意事項

民主党 人権・消費者調査会長 仙谷由人

○消費者庁

1. 設置法第3条（任務）に消費者の権利を明記する。

○消費者政策委員会

2. 消費者政策委員会は「消費者委員会」とし、消費者庁設置法を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に修正する。（設置法6条1項）
3. 委員長及び委員は独立して職権行使する旨を規定し、委員は10名以内とする。
（設置法7条・9条）
4. 委員会の権限強化として、各大臣等に対する報告徴求、資料提出要求を規定。
（設置法8条）
5. 内閣総理大臣等に対する勧告・建議を規定する。（設置法6条2項）
6. 委員長や委員はすべて民間から登用する。（運用）
7. 事務局長他枢要な職員は民間から登用する。（運用）

○消費者安全法

8. 消費者事故等に関する積極的情報開示を記す。（安全法4条3項）
9. 消費者教育に言及する。（安全法4条6項）
10. 情報の集約・分析結果の公表は、「結果の概要」ではなく「結果（そのもの）」とする。（13条3項）
11. 国会報告を定める。（13条4項）
12. 関係行政機関の協力に、「その他必要な協力」の表現を加える。（14条1項）
13. 消費者庁設置法第5条・第8条も上記と合わせる。

○消費者政策担当大臣

14. 担当大臣の事務規定について内閣府設置法第4条第1項に規定し、勧告権限を発動しやすくする。

○附則で書き加える事項

15. 所管法律と体制整備について施行 3 年以内の見直しを附則で加える。
16. 地方消費生活センターの位置づけ、および人員配置や国の支援のあり方を 3 年以内に法改正を含めて全般的に検討する。
17. 適格消費者団体に対する支援のあり方について、3 年以内に見直し。
18. 多数の消費者に被害を生じさせた者に対する不当な収益はく奪、加害者の財産散逸防止などを 3 年を目途に検討し、必要な措置を講ずる。
19. 財産被害を含め、重大事故等の範囲について 3 年以内に検討。
20. 消費者委員会の委員について、2 年以内の常勤化をはかることを検討する。

○与野党合意事項

21. 初代の消費者委員会の委員の 3 人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的に措置も行う。
22. 今回の補正予算により新たに上積みされる基金について、人件費に充て、交付要綱で手厚くする。また、今後 3 年程度で国の支援のあり方や相談員の配置・処遇等についても検討を行う。